

学区が変更となる皆様へ

学区改正に伴う就学に関する手続きのご案内

学区改正 令和6年7月13日予定

学区改正 令和6年7月13日予定	令和6年度										令和7年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
令和6年度 小学1年生から中学3年生											
①学区改正後、変更地域の児童生徒の保護者様に、就学先に関する意思確認をいたします。 (市から通知による照会をさせていただきます。)	学区改正										
②必要な手続きについてご案内いたします。 引き続き、在籍している学校に通う場合 ➡ 指定学校変更の申請手続きをご案内いたします。 転校を希望する場合 ➡ 手続きは不要ですが、在籍校にご連絡をお願いします。		➡									
学区改正 令和6年7月13日予定	令和6年度										令和7年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
令和7年度 新小学1年生(令和8年度以降も同様の流れとなります。)											
①就学時健康診断のご案内(通知) 通知が届きましたら健診実施校をご確認ください。健診実施校は、改正後の学区の小学校をご案内しますが、経過措置(配慮事項)による指定学校変更を希望する場合は、学校教育課へご連絡ください。健診実施校を変更し、指定学校変更の申請手続きをご案内いたします。 ・改正後の学区の学校に入学を希望する場合 ➡ 手続き不要 ・改正前の学区の学校に入学を希望する場合 ➡ 学校教育課へ連絡 ➡ 指定学校変更の手続き	学区改正		➡								
②就学時健康診断の実施				➡							
③入学通知の発送・指定学校変更の申請手続き ・指定学校の入学通知を送付します。 ・①で、指定学校変更希望のご連絡をいただいた保護者様宛に、入学通知と一緒に申請書類を送付します。 ・申請書の受理、審査後、学校指定変更通知書とともに指定学校変更後の入学通知書をお送りします。								➡			
④入学説明会								➡			
⑤入学										➡	

問合先 焼津市教育委員会 教育部 学校教育課 625-8160 焼津市本町二丁目16番32号